６月定例月議会における議案に対する意見募集

No.２　児童手当・児童手当給付事務費

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与しようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

１．内容

令和６年１０月分から児童手当制度が次のとおり改正されることから、改正に伴う手当の増額分及び必要な事務経費について増額補正する。

（１）受給者の所得制限の撤廃

（２）手当支給月の変更

・年３回（６月・１０月・２月）から年６回（偶数月）に

（３）対象年齢の拡大

・児童手当の対象が「１５歳年度末まで」から「１８歳年度末まで」に

・第３子加算の対象が「３歳から１２歳年度末まで」から「０歳から１８歳年度末まで」に

（４）第３子加算後の手当額の増額

・15,000 円から 30,000 円に

（５）第３子加算の基準になる第１子目の年齢の変更

・「１８歳年度末まで」から「２２歳年度末まで」に

【所要額見込】　　単位：千円

	当初予算額①	見込額②	補正予算額②-①
児童手当	4,453,995	5,333,410	879,415
給付事務費	6,347	12,747	6,400

【対象年齢拡大に伴う申請等スケジュール】

令和６年８月　拡大対象受給者及び児童の抽出、並びに申請勧奨
　　現受給者への制度改正お知らせハガキの送付
　　９月　拡大対象者等の申請受付
　　12 月　令和６年１０月分、１１月分支給

２．補正予算額

８８５，８１５千円　（財源内訳）　国庫支出金　８９４，４９７千円
　　県支出金　△４，３４５千円
　　一般財源　△４，３３７千円

事業費
８７９，４１５千円
（財源内訳）　国庫支出金（5/5・13/15・37/45・7/9・4/6）　８８８，０９７千円
　　県支出金（1/6・1/9・4/45・1/15）　△４，３４５千円
　　一般財源　△４，３３７千円

事務費
６，４００千円
（財源内訳）　国庫支出金（10/10）　６，４００千円